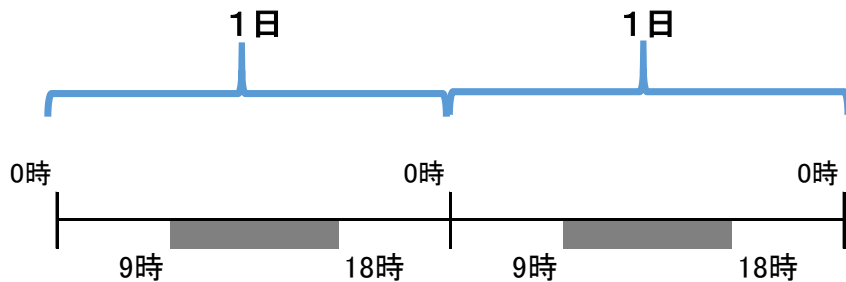


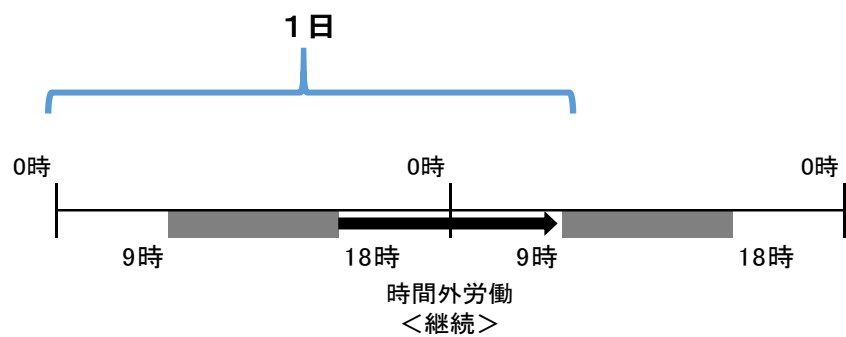
## 労働基準法に定める1日の労働時間

### ① 通常勤務



労働基準法に定める1日は、  
通常勤務であれば  
暦日の午前0時から午後12時までとされています。

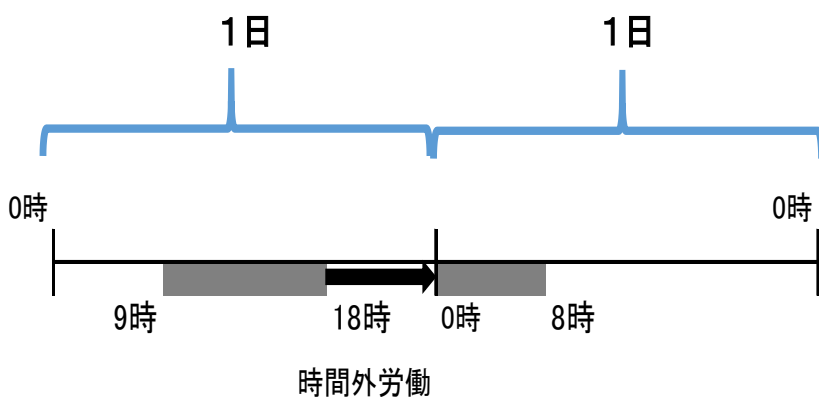
### ② 午前0時を超えて翌日に勤務した場合



午前0時を超えて継続して勤務  
した場合は、翌日の始業時刻まで  
が1日の勤務時間となります。

18時から翌日9時までは時間外  
割増賃金となり  
22時から翌日5時までは別途深夜  
割増賃金となります。

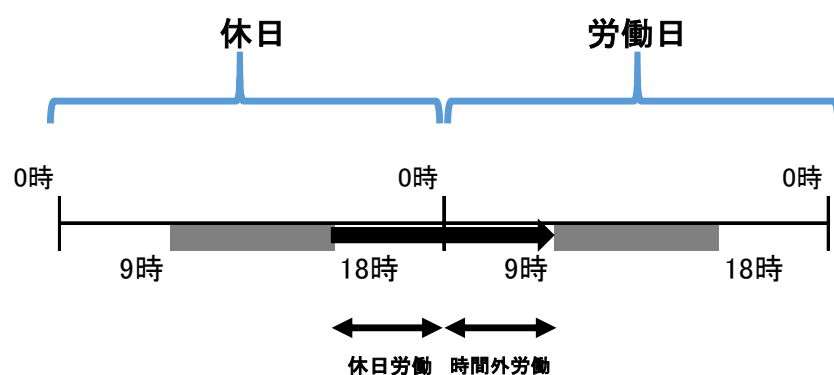
### ③ 始業時刻を午前0時に繰り上げた場合



就業規則等で、始業終業時刻の繰  
り上げの定めがあれば、

翌日の始業時刻を8時間繰り上げ、  
午前0時にすることにより、18時  
から0時までの6時間が時間外労働  
時間となります。  
22時から翌日5時までは別途深夜  
割増賃金となります。

### ④ 休日勤務が午前0時を超えて翌日に勤務した場合



休日は暦日の午前0時から午後  
12時までとされています。

法定休日であれば、9時から24  
時までが休日割増賃金になりま  
す。  
翌日の午前0時から9時までは時  
間外割増賃金になります